

再生資源物の屋外保管事業場に係る条例違反事業者に対する行政処分について

令和 8 年10月 2 日

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）第11条第 3 項の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

事業者名称及び所在地	①株式会社国際スター（事業場所在地：古河市尾崎字寺野2035番 3 外 5 筆） ②有限会社ユニオンプラスチック（事業場所在地：猿島郡境町大字大歩字西原下1788番 1 外11筆） ③株式会社新興（事業場所在地：猿島郡五霞町大字江川字山王浦3532番）
処 分 年 月 日	令和 8 年10月 2 日
処 分 内 容	措置命令
講 ず べ き 措 置 の 内 容	上記の屋外保管事業場については当該屋外保管事業場に係る条例付則第 3 項の規定による届出の内容に適合させる措置を講ずること。
処 分 の 理 由	茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例への違反が確認され、条例第 11 条第 2 項に基づき保管基準への適合などの改善の勧告に従わない旨を公表したが、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったため。

※ 保管状況基準違反 8 4 事業場への対応状況（10/ 2 時点）

- ・措置命令 5 事業場
- ・公表 1 8 事業場
- ・改善 5 9 事業場
- ・その他 2 事業場（火災発生事業場：廃棄物処理法に基づき、燃え殻等の処分を指導中）